

会見・報道・広報	政策情報	統計情報	申請・お問い合わせ	農林水産省について
----------	------	------	-----------	-----------

[ホーム](#) > [会見・報道・広報](#) > [報道発表資料](#) > [広域小売店におけるあさりの産地表示の実態に関する調査結果について](#)

プレスリリース

広域小売店におけるあさりの産地表示の実態に関する調査結果について

ポスト 印刷

令和4年2月1日
農林水産省

農林水産省は、「広域小売店におけるあさりの産地表示の実態調査」の結果を取りまとめましたので、公表します。

1.調査の背景及び目的

国内で販売されるあさりについては、これまで実施した立入検査や科学的分析の結果等から、外国産あさがりが混入している疑いがある国産あさがりが多量に流通していると推測されたことから、その産地表示の実態を把握するため、今回、全国の広域小売店（1,005店舗）において、原産地別の販売数量の確認や、買い上げたあさりの科学的分析を行いました。
* 広域小売店：事業所、店舗等が複数の都道府県に所在する事業者

2.調査結果（概要）

令和3年10月から12月末までの間、全国の広域小売店において調査した結果、漁獲量を大幅に上回る量の熊本県産あさがりが発売されていることが推測され、また、科学的分析の結果、買い上げた熊本県産あさりのほとんどが「外国産あさがりが混入している可能性が高い」と判定されました。

3.今後の対応

本調査の結果から、全国の広域小売店で「熊本県産」として販売されているあさに外国産あさがりが混入している疑いがあると考えられます。
農林水産省では、以下のとおり、関係機関と連携しながら、引き続きあさりの表示の適正化に取り組めます。
(1)本調査により確認した原産地表示の疑義について、関係自治体とも連携しながら、速やかに立入検査を実施するなど徹底した疑義解明を行い、不適正な行為を確認した場合は、厳正な措置を行います。
(2)食品表示法違反の行為を確認した場合などには、食品表示連絡会議を構成する各行政機関（消費者庁、警察庁、国税庁、農林水産省）で連携しつつ、厳正な対応に努めてまいります。
(3)本調査の結果を踏まえ、水産物の生産、流通及び販売に携わる団体、都道府県水産担当に対し、あさりの産地伝達の確認の徹底等について周知いたします。

公表資料

＜添付資料＞
[広域小売店におけるあさりの産地表示の実態調査結果概要\(PDF：538KB\)](#).
[広域小売店におけるあさりの産地表示の実態調査結果\(PDF：548KB\)](#).
[あさりの原産地表示の適正化の推進について\(PDF：122KB\)](#).

調査の結果を農林水産省ホームページに掲載しております。
<https://www.maff.go.jp/j/syoutan/kanshitoppage.html#tyousa>

お問合せ先

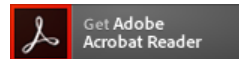
消費・安全局 消費者行政・食育課

担当者：阿部、森

代表：03-3502-8111（内線4622）

ダイヤルイン：03-6738-6555

PDF形式のファイルをご覧いただく場合には、Adobe Readerが必要です。
Adobe Readerをお持ちでない方は、バナーのリンク先からダウンロードしてください。



公式SNS



関連リンク集

農林水産省
トップページへ

農林水産省

住所：〒100-8950 東京都千代田区霞が関1-2-1

電話：03-3502-8111（代表）代表番号へのお電話について

法人番号：5000012080001

ご意見・お問い合わせ

アクセス・地図

[サイトマップ](#)

[プライバシーポリシー](#)

[リンクについて・著作権](#)

[免責事項](#)

Copyright : Ministry of Agriculture, Forestry and Fisheries

広域小売店におけるあさりの産地表示の実態に関する調査結果概要

1 調査実施状況

農林水産省は、令和3年10月から12月末までの3か月間（以下「調査期間」という。）に全国の広域小売店 1,005 店舗であさりの産地表示の状況を調査しました。

※広域小売店：事業所、店舗等が複数の都道府県に所在する事業者

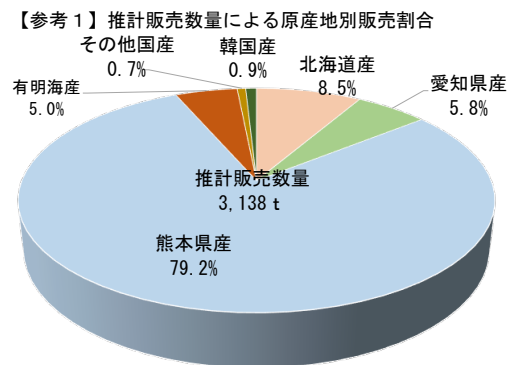
2 販売状況調査結果

（1）調査を実施した1,005店舗のうち、829店舗（82.5%）で生鮮あさり（冷凍のものを除く。）が販売されていました。

（2）調査期間に全国で3,138トンのあさがり販売されたとの推計結果になりました。

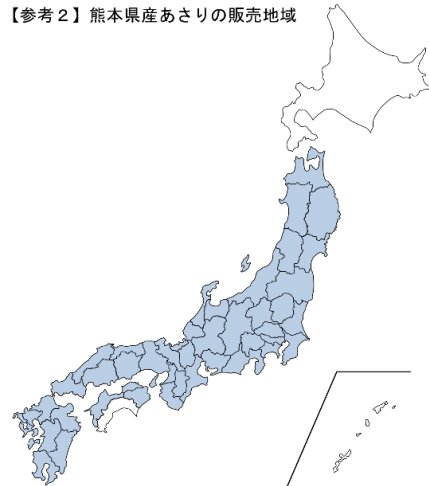
なお、原産地別の販売割合は、高い順に熊本県産 79.2%、北海道産 8.5%、愛知県産 5.8%、有明海産 5.0%、韓国産 0.9%、その他国産 0.7%でした。

（3）最も販売割合が高い熊本県産は、北海道、四国の一部及び沖縄を除く都府県で販売されていました。



※ 推計販売数量＝（1日あたり販売数量÷調査店舗数）×調査母体数×日数（10月から12月までの92日）
※ 1日あたり販売数量＝7日間の販売数量または（7日間の仕入数量－（7日間の仕入数量×廃棄割合））÷7日
※ その他国産は、千葉県産、静岡県産、三重県産及び広島県産の計
※ 数値については、四捨五入により一致しない場合がある

【参考2】熊本県産あさりの販売地域



3 漁獲量と推計販売量の比較

（1）調査期間における国産あさりの推計販売数量は3,111トンです。

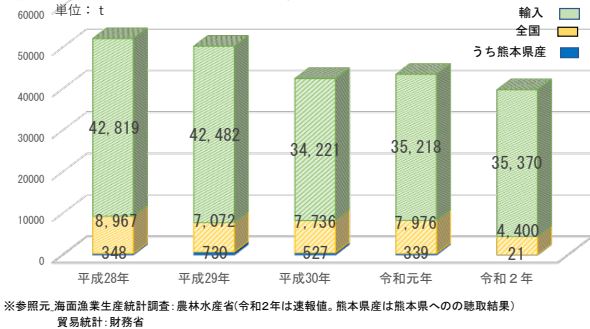
（2）最も販売割合が高い熊本県産あさりの推計販売数量 2,485 トンは、熊本県産あさり令和2年の漁獲量 21 トンを大幅に上回る結果となりました。

※熊本県産あさりの漁獲量は熊本県への聴取結果

4 漁獲量と輸入量の状況

- (1) 令和2年の国産あさりの漁獲量は4,400トン。
- (2) 外国産あさりの輸入量は減少傾向にあるものの、令和2年の国内あさり流通量の約9割となっています。

【参考3】あさりの漁獲量と輸入量の推移



5 科学的分析調査結果

全国で50点の国産あさりを買上げてDNA分析(一塩基多型の比較)を行ったところ、熊本県産として販売されていた31点のうち30点(97%)について「外国産が混入している可能性が高い」と判定されました。

※本分析は、外国産あさりの混入の可能性(疑義の有無)を判定するものであり、この結果のみでは原産国を特定することはできず、仕入先、販売先等の流通ルートにさかのぼって立入検査を実施し、事実を認定していくことになります。

6 今後の対応

農林水産省では、以下のとおり、関係機関と連携しながら、引き続きあさりの表示の適正化に取り組めます。

- (1) 本調査により確認した原産地表示の疑義について、関係自治体とも連携しながら、速やかに立入検査を実施するなど徹底した疑義解明を行い、不適正な行為を確認した場合は、厳正な措置を行います。
- (2) 食品表示法違反の行為を確認した場合などには、食品表示連絡会議を構成する各行政機関(消費者庁、警察庁、国税庁、農林水産省)で連携しつつ、厳正な対応に努めてまいります。
- (3) 本調査の結果を基に、水産物の生産、流通及び販売に携わる団体、都道府県水産担当に対し、あさりの産地伝達の確認の徹底等について周知いたします。

広域小売店におけるあさりの産地表示の実態に関する調査結果

1 はじめに

食品の表示は、消費者が食品を購入する際、食品の内容を正しく理解し、選択したりする上で重要な情報源です。

農林水産省では、一般に販売されている食品の科学的分析や食品表示 110 番に寄せられた疑義情報等を基に疑義業者に対する立入検査による監視、不適正な行為に対する是正のための指導を行ってきました。

その中で、外国産あさがりが混入している疑いがある国産あさがりが多量に流通していると推測されたことから、令和3年度に「広域小売店におけるあさりの産地表示の実態に関する調査」を実施しました。

※広域小売店：事業所、店舗等が複数の都道府県に所在する事業者

2 目的

小売店におけるあさりの産地表示の実態を消費者へお知らせするとともに、販売業者や流通業者に対し適切な原産地の確認を促すなど、業界全体で表示の適正化に取り組むよう協力依頼を行います。

また、農林水産省においては、関係機関とも連携し、調査結果を今後の監視業務に活用します。

3 結果概要

令和3年10月から12月末までの間（以下「調査期間」という。）の原産地別の販売状況については、熊本県産あさりの推計販売数量が2,485トンとなり、年間の熊本県産あさりの漁獲量を大幅に上回る量が販売されていることが推測され、また、科学的分析の結果、買い上げた熊本県産あさりのほとんどが「外国産あさがりが混入している可能性が高い」と判定されました。いずれも外国産あさがりが混入している疑いがある結果となりました。

4 調査方法

（1）広域小売店におけるあさりの販売状況調査

ア 農林水産省が食品表示の監視業務のために管理する事業者マスタを基にした全国の広域事業者のうち、あさがりが販売されている可能性のある広域小売店（ホームセンター、ドラッグストア、コンビニエンスストア等を除く。）17,164店舗から無作為に選定した全国47都道府県の1,005店舗に調査を実施しました。

イ 調査実施期間は、国産あさりの漁獲量が減少する10月から12月末までの3か月間としました。

ウ 販売されているあさりの表示内容について、仕入先からの容器包装、伝票類を基に

原産地の真正性及び過去 7 日間の販売数量を調査しました。

(2) 科学的分析調査

上記(1)の調査時に、販売されているあさを原産地別に 50 点買い上げ、独立行政法人 農林水産消費安全技術センター (FAMIC) において、DNA 鑑定による原産地判別を行いました。

5 販売数量の検証方法

上記 4 の(1)で確認した 7 日間の販売数量を基に、一店舗あたりの原産地別販売数量を算出し、調査期間の広域小売店における販売数量を推計しました。

6 販売状況調査結果

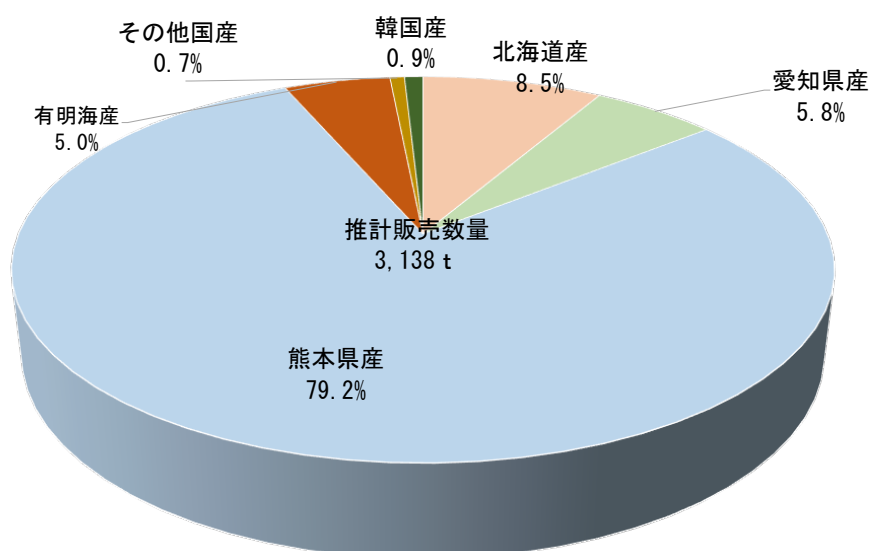
(1) 広域小売店におけるあさりの販売状況

ア 調査を実施した広域小売店 1,005 店舗のうち、829 店舗 (82.5%) で生鮮あさり (冷凍のものを除く) が販売されていました。

イ 調査期間に全国で 3,138 トンのあさが販売されたとの推計結果になりました。

なお、原産地別の販売割合は、高い順に熊本県産 79.2%、北海道産 8.5%、愛知県産 5.8%、有明海産 5.0%、韓国産 0.9%、その他国産 0.7%でした。

【参考 1】推計販売数量による原産地別販売割合



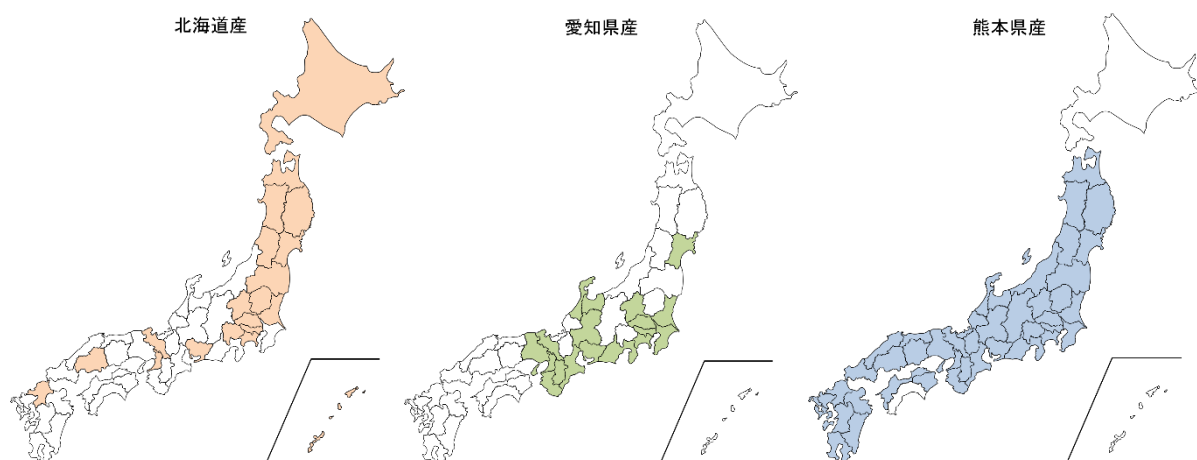
※ 推計販売数量 = (1日あたり販売数量 ÷ 調査店舗数) × 調査母体数 × 日数 (10月から12月までの92日)
※ 1日あたり販売数量 = 7日間の販売数量または (7日間の仕入数量 - (7日間の仕入数量 × 廃棄割合)) ÷ 7日
※ 有明海産は、複数の県 (福岡県、佐賀県、長崎県及び熊本県) に接した水域であり、県が特定できないため、水域名を表記
※ その他国産は、千葉県産、静岡県産、三重県産及び広島県産の計
※ 数値については、四捨五入により一致しない場合がある

ウ 最も販売割合が高い熊本県産は、北海道、四国の一部及び沖縄を除く都府県で販売されていました。

エ 北海道産は北海道、東北、関東を中心に、愛知県産は関東、東海、近畿を中心に販売されていました。

オ 韓国産は、四国及び九州の一部の県で販売されていました。

【参考 2】原産地別の販売地域



(2) 過去 5 年間の国産あさりの漁獲量の推移

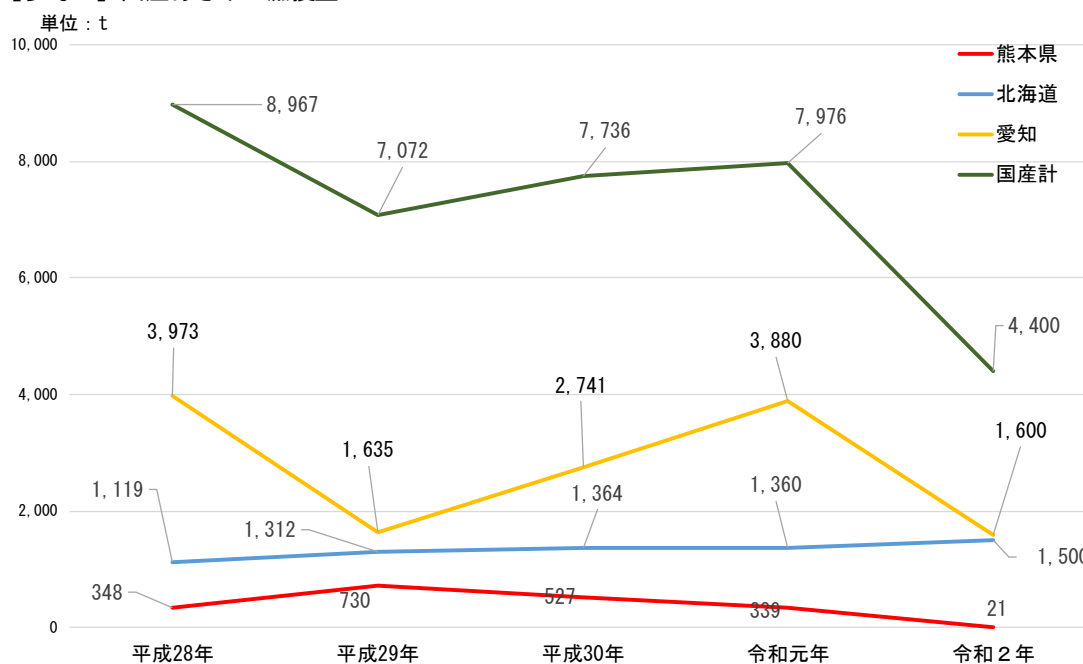
ア 令和 2 年の国産あさりの漁獲量は **4,400 トン（速報値）** であり、平成 28 年と比較すると半分以下となっています。

イ 最も販売割合が高い熊本県産あさりの令和 2 年漁獲量は **21 トン** であり、過去 5 年間で最も減少しています。

ウ 北海道産あさりの令和 2 年漁獲量は **1,500 トン** であり、平成 28 年と比較すると約 **380 トン** 増加しています。

エ 愛知県産あさりの令和 2 年漁獲量は **1,600 トン** であり、過去 5 年間、漁獲量が最も多い産地です。

【参考 3】国産あさりの漁獲量



※ 漁獲量：農林水産省「海面漁業統計調査」（令和2年は速報値：熊本県産は、熊本県への聴取結果）

7 漁獲量と広域小売店での推計販売量の比較

- (1) 調査期間における国産あさりの推計販売数量は3,111トンとなり令和2年漁獲量4,400トンを上回る国産あさが全国の広域小売店で販売されていたことを示す結果になりました。
- (2) 最も販売割合が高い熊本県産あさりの推計販売数量は2,485トンであり、令和2年漁獲量21トンを大幅に上回る熊本県産あさが販売されていたことを示唆する結果となりました。

【参考4】漁獲量と調査期間の推計販売数量との比較

(単位:t)

項目	国産				
	計	北海道産	愛知県産	熊本県産	その他国産
令和2年漁獲量	4,400	1,500	1,600	21	1,279
調査期間の推計販売数量	3,111	265	183	2,485	178

※漁獲量：農林水産省「海面漁業統計調査」(速報値：熊本県産の漁獲量は熊本県への聴取結果)

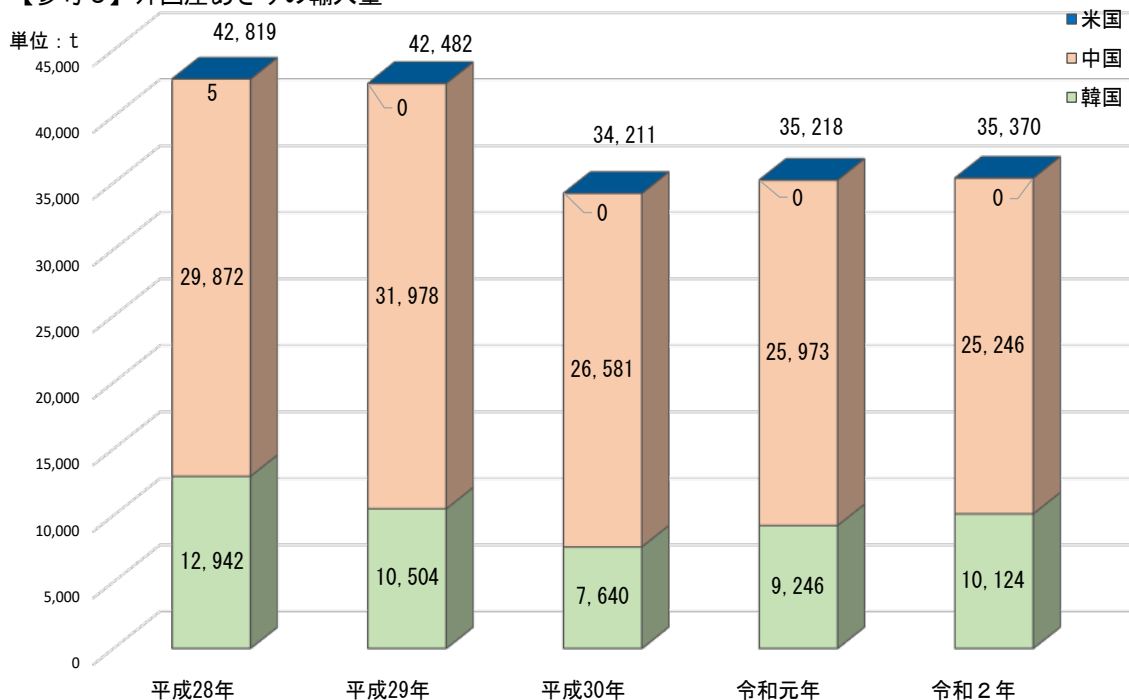
※推計販売数量のその他国産は千葉県産、静岡県産、三重県産、広島県産及び有明海産の計

8 国内におけるあさりの流通状況

(1) 外国産あさりの輸入量

- ア あさは主に中国及び韓国から輸入されており、令和2年においては、中国産が25,246トン、韓国産が10,124トン(計35,370トン)輸入されています。
- イ 過去5年間は、平均で約38,000トンが輸入されており、中国産が約7割以上を占めています。

【参考5】外国産あさりの輸入量



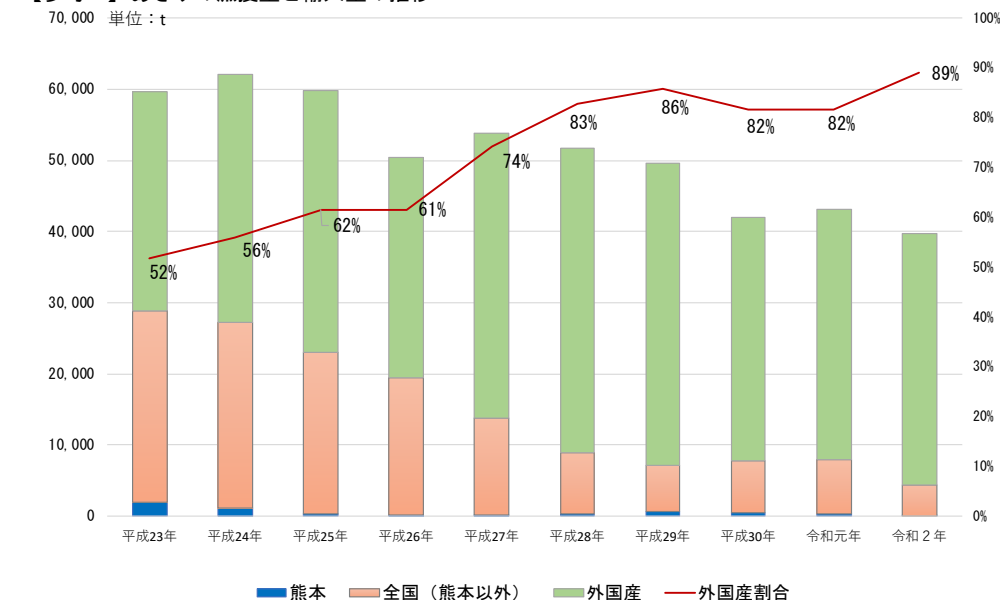
※輸入量：財務省「貿易統計」

(2) あさりの漁獲量と輸入量の推移

ア 平成 23 年以降、一部ばらつきはあるものの漁獲量及び輸入量ともに減少傾向にあります。

イ 平成 27 年以降、国産あさりの漁獲量減少により、国内の流通量に占める輸入あさりの割合が増加する傾向にあり、令和 2 年は国内流通量の約 9 割となっています。

【参考 6】あさりの漁獲量と輸入量の推移



※漁獲量: 農林水産省「海面漁業統計調査」(令和 2 年は速報値)
 ※輸入量: 財務省「貿易統計」

9 科学的分析調査結果

(1) 広域小売店で販売されているあさり 50 点 (原産地別に熊本県産を 31 点、北海道産を 7 点、愛知県産を 9 点、その外国産を 3 点 (三重県産を 1 点、広島県産を 2 点)) を買上げ、FAMICにおいて科学的分析 (DNA 分析 (一塩基多型の比較)) を行いました。

(2) 分析の結果、熊本県産 30 点 (97%) が「外国産が混入している可能性が高い」と判定されました。なお、本分析は、外国産あさりの混入の可能性 (疑義の有無) を判定するものであり、この結果のみでは原産国を特定することはできず、仕入先、販売先等の流通ルートにさかのぼって立入検査を実施し、事実を認定していくことになります。

【参考 7】科学的分析調査結果

(単位: 点)					
項目	北海道産	愛知県産	熊本県産	その外国産	計
買上数	7	9	31	3	50
疑義有	0	0	30	0	30
疑義割合	0%	0%	97%	0%	60%

※その外国産は三重県産及び広島県産

10 今後の対応

農林水産省では、以下のとおり、関係機関と連携しながら、引き続きあさりの表示の

適正化に取り組みます。

- (1) 本調査により確認した原産地表示の疑義について、関係自治体とも連携しながら、速やかに立入検査を実施するなど徹底した疑義解明を行い、不適正な行為を確認した場合は、厳正な措置を行います。
- (2) 食品表示法違反の行為を確認した場合などには、食品表示連絡会議を構成する各行政機関（消費者庁、警察庁、国税庁、農林水産省）で連携しつつ、厳正な対応に努めてまいります。
- (3) 本調査の結果を基に、水産物の生産、流通及び販売に携わる団体、都道府県水産担当に対し、あさりの産地伝達の確認の徹底等について周知いたします。

消食表第 57 号
3 新食第 1664 号
3 消安第 5847 号
3 水漁第 1662 号
令和 4 年 2 月 1 日

[別 記] あて

消費者庁食品表示企画課長
農林水産省大臣官房新事業・食品産業部食品流通課長
農林水産省消費・安全局消費者行政・食育課長
水産庁漁政部加工流通課長

あさりの原産地表示の適正化の推進について

日頃より、食品表示法（平成 25 年法律第 70 号）に基づく適正表示の推進に御協力いただき感謝申し上げます。

さて、このところ、あさりの産地表示について報道がございますが、生鮮水産物につきましては、御承知のとおり、食品表示法第 4 条第 1 項に基づき定められた食品表示基準（平成 27 年内閣府令第 10 号）に基づき、輸入品にあつては、原産国名の表示が義務付けられています。

今般、「広域小売店におけるあさりの産地表示の実態調査」を実施したところ、「熊本県産」として販売されているあさりに、外国産が混入している疑いがあると考えられます。本調査の結果は、食品表示法の規定違反を示唆するのみならず、あさを始めとする食品の表示に対する消費者の信頼を揺るがしかねないものです。

食品表示は、消費者の自主的かつ合理的な食品の選択の機会の確保に関し、重要な役割を果たしており、その適正を確保することで、食品の生産及び流通の円滑化並びに消費者の需要に即した食品の生産の振興に寄与することから、食品事業者自らが適正な表示に取り組むことが、求められております。

消費者庁及び農林水産省としては、今後とも、食品表示の監視・指導による適正の確保を徹底してまいります。水産物の生産、流通及び販売に携わる貴会におかれましても、今一度、会員に対し、あさりの取扱い時には、産地伝達の確認を徹底するとともに、食品表示法を始めとする表示関係法令の遵守の意識の浸透を徹底していただくよう、会員に対する特段の御指導をお願いいたします。

なお、皆様の日々の業務の中で食品表示に関してお気づきのことがあればお知らせ下さい。

（施行注意）

4 7 都道府県水産担当宛てには、「貴会」を「貴都道府県」に、「会員」を「貴都道府県所管団体」とする。

[別 記]

- 1 全国漁業協同組合連合会代表理事会長
- 2 全国中央卸売市場協会会長
- 3 全国公設地方卸売市場協議会会長
- 4 全国第3セクター市場連絡協議会会長
- 5 一般社団法人全国水産卸協会会長
- 6 全国魚卸売市場連合会会長
- 7 全国水産物卸組合連合会会長
- 8 全国水産物商業協同組合連合会会長
- 9 日本チェーンストア協会会長
- 10 一般社団法人日本スーパーマーケット協会会長
- 11 一般社団法人日本百貨店協会会長
- 12 一般社団法人全国スーパーマーケット協会会長
- 13 一般社団法人日本フランチャイズチェーン協会会長
- 14 一般社団法人日本ボランタリーチェーン協会会長
- 15 全日食チェーン商業協同組合連合会代表理事理事長
- 16 全国小売市場総連合会会長
- 17 協同組合セルコチェーン理事長
- 18 オール日本スーパーマーケット協会会長
- 19 47都道府県水産担当